

令和7年度 税制改正に関する要望結果

令和 7 年 2 月 14 日

一般社団法人 全国建設業協会

令和7年度 税制改正に関する要望の結果について

一般社団法人 全国建設業協会

本会では、各都道府県建設業協会の税制改正に関する意見を取りまとめ、「令和7年度 税制改正に関する要望」として自由民主党や国土交通省へ要望書を提出する等の要望活動を行いました。

令和6年12月20日、自民、公明両党において「令和7年度税制改正大綱」が決定されましたので、本会の要望結果について以下のとおり報告いたします。

1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等	結果
<p>建設業は、経営基盤が脆弱な中小建設企業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持に取り組んでいる。</p> <p>中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、<u>中小法人の法人税率の軽減措置（法人所得のうち、800万円以下の所得金額の部分について、本則19%→特例15%）の適用期限を延長していただきたい。</u></p> <p>また、昨今の資材価格等の物価高騰や労務費の上昇、自社従業員の賃上げによる中小企業経営への影響を鑑み、<u>適用対象である所得金額800万円の引上げ、軽減税率の更なる引下げをお願いしたい。</u></p>	<p>【延長・内容】 おおむね ○ 一部 △ 【適用要件】 ×</p>
<p>⇒所得の金額が年10億円を超えない事業年度(法人)については、適用期限の【2年間延長】が認められ、令和9年(2027年)3月31日までとなった。</p> <p>一方で、所得の金額が年10億円を超える事業年度(法人)については、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%(現行:15%)に上げられた。</p> <p>また、所得金額800万円の引上げは認められなかった。【自公 税制改正大綱 P53】</p>	

2. 中小企業経営強化税制の延長等	結果
<p>地域建設業が地域の安全・安心の守り手としての社会的使命を持続的に果たしていくためには、生産性の向上、収益力の強化により、企業経営の安定化を図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、<u>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金額3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる中小企業経営強化税制の延長とともに、資本金額3,000万円超1億円以下の法人であっても一律10%の税額控除を受けることができるよう、制度の拡充をお願いしたい。</u></p> <p>また、「経営力向上計画」の申請は、従業員の少ない中小企業にとって多大な事務負担となることから、これらの手続の簡素化をしていただきたい。</p> <p>手続の簡素化について、具体的には、新しい設備は生産性向上や収益力強化等に資することが当然であることから、A、B、C 類型ともに、<u>主務大臣への「経営力向上計画」の申請を省略する等の手続の簡素化をお願いしたい。</u>また、B 類型の活用時に経済産業局へ申請する「経営力向上設備等が事業者の事業改善に資することの説明」に必要な投資収益率を算出するための資料作成等に係る事務負担が大きいため、内容の簡素化をしていただきたい。</p>	<p>【延長】 ○ 【簡素化】 —</p>
<p>⇒適用期限の【2年間延長】が認められ、令和9年(2027年)3月31日までとなった一方、申請に係る手続の簡素化には触れられなかった。【自公 税制改正大綱 P54】</p>	

3. 中小企業投資促進税制の延長等	結果
<p>建設業では、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要である。</p> <p>そのため、<u>中小建設企業が機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制を延長していただきたい。</u></p> <p>また、令和 6 年能登半島地震により被災した地域の早期復興のためには、建設機械等の確保が不可欠であり、税制面の支援策として被災県内に所在する中小建設企業に限り、建設機械等を取扱った場合には、現在の特別償却率 30%、税額控除率 7% を引上げていただきたい。</p>	<p>【延長】</p> <p>○</p> <p>【支援策】</p> <p>×</p>
<p>⇒適用期限の【2年間延長】が認められ、令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までとなった一方、被災県内に所在する中小建設企業への支援策は認められなかった。【自公 税制改正大綱 P53】</p>	

4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長	結果
<p>昨今、激甚化・頻発化する災害により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生している。また、今後予想される大規模水害や巨大地震から、国民の生命と財産を守り、地域の守り手として社会的使命を果たすために、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させなければならない。</p> <p>そのためには、自家発電機等の事業継続に資する設備が不可欠であるため、<u>事業継続力強化計画等の認定計画に記載された設備を取得した場合に、18%又は16%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制を延長していただきたい。</u></p>	<p>【延長】</p> <p>○</p>
<p>⇒適用期限の【2年間延長】が認められ、令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までとなった。【自公 税制改正大綱 P67】</p>	

5. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長	結果
<p>地域建設業とりわけ中小建設企業が抱える人手不足、担い手不足等の問題を解決していくためには、生産性向上による働き方改革、賃上げ等による処遇改善に積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのため、<u>中小建設企業が経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づく設備投資を行った際に適用される軽減措置（新規取得償却資産に係る固定資産税が3年間1/2、さらに雇用者全体給与が1.5%以上増加することを表明した場合、最長4年間1/3）を延長していただきたい。</u></p>	<p>【延長】</p> <p>○</p> <p>【内容】</p> <p>一部 ○</p> <p>一部 ×</p>
<p>⇒適用期限の【2年間延長】が認められ、令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までとなったが、当該機械・装置等に係る課税基準が以下の通りとなった。【自公 税制改正大綱 P41】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を先端設備等導入計画に位置づけた場合 <ul style="list-style-type: none"> →最初の3年間価格の2分の1 ・雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 <ul style="list-style-type: none"> →最初の5年間価格の4分の1 	

6. 建設工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等	結果
<p>印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。</p> <p>また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、<u>工事請負契約書に係る印紙税を撤廃していただきたい。</u>また、撤廃が難しい場合においては、<u>軽減措置の対象外である100万円以下の請負契約を非課税対象（現行1万円未満）としていただきたい。</u></p>	<p>【撤廃】</p> <p>×</p> <p>【上限額引上げ】</p> <p>×</p>
<p>⇒印紙税の撤廃は認められなかった。</p>	

なお、「Ⅱ. 運用・手続き等の改善要望」などの建設業における税制上の課題については、長期的な要望が含まれていることから、今後も引き続き要望することを検討いたします。

※防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について

令和4年末に防衛費拡充のための法人税増税が議論となった際、全建では中小建設業にとって法人税増税は賃上げの原資を失うといった点等で問題である旨を国土交通省と連携して主張した。

⇒令和8年4月1日以降に開始される防衛特別法人税（仮称）において、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円控除となった。〔自公 税制改正大綱P17, P96〕